

行田市認知症サポート店認証事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の者への適切な理解及び対応に努める店舗、事業所、企業等（以下「店舗等」という。）を行田市認知症サポート店として認証し、公表する行田市認知症サポート店認証事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、市民の認知症に対する関心及び理解を深め、もって認知症の者が尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的に、本事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者等 認知症を有する高齢者、若年性認知症を有する者又は認知機能が低下した者をいう。
- (2) 認知症サポーター養成講座 キャラバン・メイト（認知症サポーター等養成事業の実施について（平成18年7月12日付け老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）別添認知症サポーター等養成事業実施要綱に規定する者をいう。）が認知症サポーター養成講座標準教材等を用いて実施する講座をいう。
- (3) 認知症サポート店 本事業による認証を受けた店舗等をいう。
- (4) 認証ステッカー 市が配布する認知症サポート店である旨を表示するためのステッカーをいう。
- (5) スローショッピング 認知症高齢者等が商品を探せずに困る場合又は支払に時間を要する場合において、安心して買い物ができるよう店舗等の従業員等による声掛けを始めとした支援をいう。

(認証の対象)

第3条 認知症サポート店の対象は、市内にある店舗等とする。ただし、介護サービス事業所及び医療機関（薬局を除く。）を除く。

(認証の要件)

第4条 認知症サポート店の認証を受けることができる店舗等は、次に掲げる要件

を全て満たすものとする。

- (1) 認知症サポーター養成講座を修了した者が店舗等において、1名以上在籍していること。
- (2) 店舗等において、従業員等（前号に規定する者を除く。）に対し、認知症サポーター養成講座の受講を推奨している又は推奨する予定であること。
- (3) 店舗等において、オレンジカフェ（認知症高齢者等及びその家族の交流、相談等を行う活動拠点をいう。）の運営又はスローショッピングの推進若しくは店舗等を利用する認知症高齢者等への支援に取り組んでいること。
- (4) 宅配業等、個々の従業員等が店舗等以外の場所で認知症高齢者等と接する場合がある店舗等においては、第1号に規定する者が他の従業員等に対し、認知症サポーター養成講座で学んだ認知症高齢者等への接し方について研修等その他の適切な方法により、共有する取組を行っていること又は行う予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、認証を受けようとする店舗等が次の各号のいずれかに該当するときは、認証しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずるものが店舗等の経営に関与しているとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する店舗等であるとき。
- (3) その他市長が適切でないと認めたとき。

（認証の申請等）

第5条 認知症サポート店の認証を受けようとする店舗等の代表者（以下「申請者」という。）は、認証を受けようとする店舗等ごとに、認知症サポート店認証申請書（様式第1号）により、認知症サポーター養成講座を修了した従業員等の名簿を添付し、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容について審査の上、適当であると認めるときは認証し、認知症サポート店認証決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による認証をしたときは、認証ステッカーを交付するものとする。

（認知症サポート店の責務）

第6条 認知症サポート店は、第4条に規定する要件を遵守するほか、従業員等の育成に努めるものとする。

（認証内容の変更等）

第7条 認知症サポート店の代表者は、本事業により認証を受けた内容について変更し、又は本事業による認証を辞退するときは、認知症サポート店認証内容変更（辞退）届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

（認証の取消し）

第8条 市長は、認知症サポート店が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による辞退の届出があったとき。
- (2) 認知症サポート店として不適格と認められる事実があったとき。
- (3) 第4条に規定する認証の要件を満たさなくなったとき。ただし、同条第1号に規定する要件を満たさなくなった場合のみ、要件を満たさなくなった日から3月以内に要件を満たせば、この限りでない。

2 前項の規定により認証を取り消された者は、認証ステッカーの掲示を中止するものとする。

（認知症サポート店の公表）

第9条 市長は、認知症サポート店の代表者が希望する場合は、認知症サポート店の名称等を市のホームページ等で公表するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。